

みよし市空家等対策協議会について

1. 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第7条に規定する空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 関係法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法
みよし市空家等対策協議会条例
みよし市空家等対策協議会運営要領

3. 協議事項

空家等対策計画の策定及び変更並びに計画の実施に関する事項
その他空家等対策の推進に関し、協議会において必要と認められる事項

※空家等対策計画に定める事項【法第6条2項】

- 1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示等
- 2) 計画期間
 - ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保等
- 3) 空家等の調査に関する事項
 - ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載等
- 4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 5) 空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載等
- 9) その他の空家等に関する対策の実施に関した必要な事項
 - ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針等

みよし市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、みよし市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に作成されているみよし市空家等対策計画は、協議会により協議したものとみなす。

(みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

3 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表みどりと景観審議会委員の項の次に次の1項を加える。

| | |
|------------|--------------------------------|
| 空家等対策協議会委員 | 日額 7,000円 ただし、弁護士は日額20,000円 |
|------------|--------------------------------|

みよし市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市空家等対策協議会条例（令和5年みよし市条例第6号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、みよし市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 会長を除く委員がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その代理の者が議事に参与し、議決に加わることができる。

(会議の公開)

第3条 会議は、これを公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。